

# タイムドーム明石プラネタリウム 春の一般投影

**日程** 6月2日(日)まで  
**投影内容** 別表1のとおり  
**休館日** 毎週月曜日(祝日・休日の場合は開館、翌平日休館)  
 ◎5月5日(祝)は特別投影のため、スケジュールが変わります。詳しくは「区のおしらせ 中央」4月21日号に掲載予定です。  
 ◎5月10日(金)・18日(土)・25日(土)、6月1日(土)は貸切利用などのため、一般投影を休止します。

**費用** 300円(未就学児無料、区内小中学生は中央区立スポーツ施設等子ども無料利用証提示により無料)  
 ◎チケットは毎日午前10時から6階受付で発売します。土・日曜日、祝日、休日は特に混雑しますので、お早めにご購入ください(事前予約は行っていません)。  
 園郷土天文館「タイムドーム明石」  
 ☎(3546)5537

別表1

曜日など	時間	タイトル	内容
土曜日	午前10時30分～11時	親子でプラネタリウム	解説員による星空のお話です。 ◎無料です。 ◎途中入場はできません。
火～金曜日(3月26日(火)～4月5日(金)は除く)	午後3時～3時35分	・ドラえもん～宇宙ふしぎ大探検2～太陽系の秘密(3月31日(日)まで)	・ドラえもんやのび太達といっしょに、太陽系探検に出かけよう。
土・日曜日、祝日・休日、3月26日(火)～4月5日(金)	午前11時30分～12時5分 午後2時30分～3時5分	・ポケットモンスターサン&ムーン プラネタリウム(4月2日(火)～6月2日(日))	・ゼンリョクで見逃すな!太陽と月が奏でる”奇跡の瞬間” ◎4月2日(火)～5日(金)は午後4時～4時35分の投影も行います。
土・日曜日、祝日・休日(3月24日(日)は除く)、4月2日(火)～5日(金)	午後1時～1時35分	ティラノサウルス	ティラノサウルスはいかにして恐竜界の頂点に上りつめたのか。 ◎この時間3月24日(日)は、やさしい天文講座を開催します。
3月12日(火)～20日(水)の火～木曜日	午後6時～6時50分	星空生解説 + 「Seasons～星と光に包まれて～」	前半は、当日の星空について解説員が紹介します。 後半は、Seasons「星と光に包まれて」をリバイバル投影します。 [後半のナレーション] 声優 内田 彩
3月31日(日)までの土・日曜日、祝日、3月26日(火)～29日(金)	午後4時～4時50分	星空さんぽ	当日の星空について解説員が紹介します。
4月2日(火)～5月30日(木)の火～木曜日	午後6時～6時30分	星空教室	当日の星空に加え、天文の話題について初心者にも分かりやすく解説します。
4月6日(土)～6月2日(日)の土・日曜日(4月14日・28日、5月12日・26日は除く)、祝日・休日	午後4時～4時40分	ヒーリングプラネタリウム	第1・3・5週はアロマの香りに包まれて、第2・4週はヨガで1週間の疲れを癒しませんか。星空の生解説もあります。 アロマの回は、寝そべて星を楽しむマットなどをご用意しています(※)。
金曜日	午後6時～6時50分		

(※)マットなどの利用は先着5人までです。

## 国民年金こんなときは届け出を

国民年金の加入者は、別表3に掲げる事項に該当する場合、速やかに届け出なければなりません。届け出が遅れたり、届け出ないと、将来受け取る年金額が減らされたり、年金を受け取れなくなる場合もあります。

別表3 加入者の手続き

種別	こんなとき	届け出に必要なもの	届け出場所
第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、学生など)	20歳になった	日本年金機構から送付される資格取得届(なくても可)、本人確認書類	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
	会社などに就職した	勤務先へお問い合わせください。	勤務先
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先へお問い合わせください。	配偶者の勤務先
	国外へ転出する(※1) 国外から転入した(※2)	年金手帳または本人確認書類	区役所4階保険年金課または日本橋・月島特別出張所
第2号被保険者(厚生年金に加入している人)	会社などを退職した	年金手帳または本人確認書類・退職証明など退職日が分かる書類	
	退職して、第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先へお問い合わせください。	配偶者の勤務先
第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)	20歳になった	年金手帳または本人確認書類・扶養から外れた日が分かる書類	
	離婚・本人の収入増加で扶養から外れた	年金手帳または本人確認書類・配偶者の年金手帳・退職証明など配偶者の退職日が分かる書類	区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所
	配偶者が退職した	年金手帳または本人確認書類	
	配偶者が65歳になった 配偶者が転職した	年金手帳または本人確認書類 配偶者の勤務先へお問い合わせください。	配偶者の勤務先

(※1) 国外へ転出した場合、国民年金は強制加入ではなくなります。転出の届け出後、資格喪失の届け出が必要です。希望により任意加入できます。  
 (※2) 国外から帰国した場合、国民年金は強制加入となります。転入の届け出後、資格取得の届け出が必要です。任意加入中の方も切り替えの届け出が必要です。

## オートバイ定期駐車利用者の募集

浜町公園地下駐車場・備前橋二輪車駐車場

現行の利用期間が7月31日で終了しますので、別表2のとおり募集します。

月島駅前二輪車駐車場

別表2

駐車場名	浜町公園地下駐車場(オートバイ)	備前橋二輪車駐車場	月島駅前二輪車駐車場
所在地	日本橋浜町2-59-4(浜町運動場地下)	築地7-1-15(築地川公園隣り)	月島2-1-1先(新月陸橋高架下)
募集台数	45台	20台	26台
使用料	月額8,000円	月額8,000円	月額7,000円
利用期間	8月1日～平成33年7月31日		
申し込み資格	区内在住・在勤者		
定期駐車利用申込書記布期間および場所	4月10日(水)～25日(木) 区役所7階環境政策課交通対策係(土・日曜日を除く) 午前9時～午後5時 ◎浜町公園地下駐車場(オートバイ)の申込書は、浜町公園地下駐車場内管理室でも配布します(午前8時～午後9時)。 ◎備前橋二輪車駐車場の申込書は、築地川第二駐車場内管理室(築地本願寺裏)でも配布します(午前8時～午後9時)。		
受付期間および場所	4月12日(金)～25日(木)(土・日曜日を除く)午前9時～午後5時) 区役所7階環境政策課交通対策係 ◎区役所窓口のみの受け付けです。各駐車場や郵送では受け付けません。		
提出書類	・定期駐車利用申込書 ・排気量250ccを超えるものは、車検証の写し ・排気量250cc以下のものは、自賠責保険証の写し ◎申し込みできる車両は、申込者本人の所有または使用の車両(車検証・自賠責保険証に記載あるもの)に限ります。		
定期駐車使用料の支払い方法	前月末までに、駐車場内管理室で現金による支払い	前月末までに、築地川第二駐車場内管理室(築地本願寺裏)で現金による支払い	区から送付する納付書により、前月末までに銀行・郵便局で支払い
その他	・申し込みは、1人1カ所、1台に限ります。 ・駐車できる二輪車は、全長2.7m以下です。 ・申し込み多数の場合は、公開抽選となります。 ・駐車場のご利用は、申し込みをした車両に限ります。 ・入庫・出庫は、定期券(パスカード)により24時間可能です。 ・駐車位置は、区で指定します。 ・月島駅前二輪車駐車場は、無人管理です。		

## こんなときは障害基礎年金の請求を

障害基礎年金は、障害の原因となる傷病の初診日が、次の期間のいずれかの間にあり、かつ障害認定日において、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- ①国民年金加入期間
  - ②日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間
  - ③20歳前(厚生年金、共済年金加入中を除く)の期間
- ただし①・②の場合は保険料の納付要件が、③の場合は本人の所得制限があります。

障害認定日とは、初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。ただし1年6カ月を経過した日が20歳前の場合、20歳に達した日が障害認定日となります。

なお傷病の初診日において厚生年金加入中の方は年金事務所へ、共済年金加入中の方は共済組合へご相談ください。

☎(3546)5371

また年金の受給者が別表4に掲げる事項に該当する場合も、必ず届け出を行ってください。

◎詳しくはお問い合わせください。  
 ☎(3546)5371  
 中央年金事務所  
 ☎(3543)1411(代表)

別表4 受給者の手続き

こんなとき	届け出に必要なもの	届け出場所	備考
受取金融機関を変更した	受取機関変更届		変更届、再交付申請書は区役所4階保険年金課、日本橋・月島特別出張所にあります。
年金証書を紛失・毀損した	再交付申請書	中央年金事務所お客様相談室	
年金受給者が死亡した	死亡届 未支給年金請求書		障害基礎年金・遺族基礎年金のみの受給者が亡くなったときの届け出場所は、区役所4階保険年金課です。

◎手続きには添付書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。